



平成 25 年 7 月 12 日

各 位

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号
株式会社 パ ソ ナ グ ル ー プ
代表取締役グループ代表兼社長 南 部 靖 之
コード 2 1 6 8 東 証 第 一 部
問合せ先 取締役常務執行役員 仲 瀬 裕 子
(TEL. 03-6734-0200)

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。尚、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成25年11月30日（土）（当日は株主名簿管理人休業日につき実質的には平成25年11月29日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成25年11月30日（土）最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。平成25年7月12日現在の発行済株式総数を基準に計算すると以下のとおりとなります。

①分割前の当社発行済株式総数	416,903株
②分割により増加する株式数	41,273,397株
③分割後の発行済株式総数	41,690,300株
④分割後の発行可能株式総数	150,000,000株

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日 平成25年11月14日（木）
- ②基準日 平成25年11月30日（土）※実質的には平成25年11月29日（金）
- ③効力発生日 平成25年12月1日（日）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年12月1日(日)

(参考) 平成25年11月27日(水)をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 平成25年7月12日(金)開催の取締役会決議による変更内容

① 変更の理由

「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、当社定款の一部を変更いたします。

② 変更の内容

- a. 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。
- b. 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設いたします。
- c. 第7条の新設に伴い、条数を変更いたします。
- d. 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条を新設いたします。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,500,000株</u> とする。 (新設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>150,000,000株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第33条(条文省略) (新設)	第8条～第34条(現行通り) 附則 第1条 <u>第6条の変更および第7条の新設ならびにそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成25年12月1日とする。</u> 第2条 <u>本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。</u>

③変更の日程

効力発生日 平成25年12月1日(日)

(2) 平成25年8月19日(月)開催予定の第6期定時株主総会に付議する変更内容

① 変更の理由

「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、当社の株主が有する単元未満株式の権利の内容に関する規定を新設するため、上記「(1)平成25年7月12日(金)開催の取締役会決議による変更内容」による変更後の定款の一部変更に関する議案を、平成25年8月19日(月)開催予定の当社第6期定時株主総会に付議いたします。同株主総会における承認を条件に、当社定款の一部を変

更いたします。

② 変更の内容

- a. 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条（単元未満株式についての権利）を新設いたします。
- b. 第8条の新設に伴い、条数を変更いたします。
- c. 第8条の新設の効力発生日を定めるため、附則第1条を変更いたします。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更後
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u>
	<u>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>
	<u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
	<u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>
	<u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条～第34条（条文省略）	第9条～第35条（現行通り）
附則	附則
第1条 第6条の変更および第7条の新設ならびにそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成25年12月1日とする。	第1条 第6条の変更、第7条および第8条の新設ならびにそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成25年12月1日とする。

③変更の日程

株主総会開催日 平成25年8月19日（月）
効力発生日 平成25年12月1日（日）

ご参考

- (1) 今回の株式の分割に際し当社の資本金の額の増減はございません。
平成25年7月12日現在の当社の資本金の額：5,000,000,000円
- (2) 株式の分割及び単元株式数の変更に伴い、平成25年11月27日（水）付をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1株から100株に変更され、株価表示も変更となります。
- (3) 株式の分割及び単元株式数の変更に關し、株主様にお取りいただく御手続きは一切ございません。

以 上